

令和 7 年 6 月愛荘町議会定例会

議案説明資料

令和 7 年 5 月 2 3 日

(内容)

承認第 2 号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

改正理由／要旨… 1 頁

新旧対照表 … 4 頁

承認第 3 号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

改正理由／要旨… 1 5 頁

新旧対照表 … 1 7 頁

議案第 3 7 号 契約の締結につき議決を求めることについて

契約の要旨 … 1 9 頁

議案第 3 8 号 契約の締結につき議決を求めることについて

契約の要旨 … 2 1 頁

議案第 3 9 号 契約の締結につき議決を求めることについて

契約の要旨 … 2 3 頁

●承認第2号

愛荘町税条例の一部改正の理由（令和7年3月31日付け専決処分）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

愛荘町税条例の一部を改正する条例の要旨

1 第18条【公示送達】

改正内容：省令改正にあわせて改正

※ 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正

関係条文：法第20条の2②、規則第1条の8①

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

2 第18条の3【納税証明事項】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 第18条の改正に伴う規定の整備

関係条文：規則第1条の9

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

3 第34条の2【所得控除】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加

《特定親族特別控除（年齢19歳以上23歳未満の親族）控除額》

合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

関係条文：法第314条の2⑧

施行日：令和8年1月1日

4 第36条の2①【町民税の申告】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備

関係条文：法第317条の2①

施行日：令和8年1月1日

5 第36条の3の2①【個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 記載事項について、特定親族を追加

関係条文：法第317条の3の2①

施行日：令和8年1月1日

6 第36条の3の3①【個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備

関係条文：法第317条の3の3①

施行日：令和8年1月1日

7 第82条【種別割の税率】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正

第一種 一般原付（税額2,000円）につき、総排気量50cc以下のものに加え、
総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のものを追加

関係条文：法第463条の15①

施行日：令和7年4月1日

8 第89条②【種別割の減免】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備

関係条文：法第463条の23

施行日：令和7年4月1日

9 第90条②③【身体障害者等に対する種別割の減免】

改正内容：道路交通法の改正に伴う改正

※ マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備

関係条文：法第463条の23

施行日：令和7年4月1日

10 付則第10条の2【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】

改正内容：法律改正にあわせて改正

※ 項ズレの反映

関係条文：法附則第15条

施行日：令和7年4月1日

11 付則第10条の3【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】

改正内容：法律改正にあわせて新設

※ 特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設

関係条文：法附則第15条の9の3

施行日：令和7年4月1日

12 付則第16条の2の2【加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例】

改正内容：法規定の新設にあわせて新設

※ 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例

関係条文：法附則第30条の3・令附則第15条の2の6、第15条の2の7

施行日：令和8年4月1日

現行	改正後（案）
(公示送達)	(公示送達)
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 愛荘町公 告式条例(平成18年愛荘町条例第3号)第2条に規定する掲示場に <u>揭示し て行う</u> ものとする。	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規 定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規 則(昭和29年総府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態 に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を愛荘町公告 式条例(平成18年愛荘町条例第3号)第2条に規定する掲示場に<u>揭示し、ま たは公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示した ものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってす る</u>ものとする。</u>
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総府令第23号。以下「施行規 則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和2 6年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪 の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞 納している場合においてその旨とする。</u>	第18条の3 <u>施行規則</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪 の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞 納している場合においてその旨とする。
(所得控除)	(所得控除)
第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに 掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項まで	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに 掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項まで

の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額または特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定

の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第4号に掲げる寄附金(特定非営利活動法人促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ)に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規

親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第4号に掲げる寄附金(特定非営利活動法人促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ)に係る部分を除く。)および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規

則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該
給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に
規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるもの
を除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける
者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円
以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等
(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))
に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるも
のに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未
満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有す
る者に限る。))_____

_____を有する者(以
下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有す
るものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1
項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支

則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該
給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族または特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に
規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるもの
を除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける
者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円
以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等
(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))
に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるも
のに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未
満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有す
る者に限る。))もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であ

って、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下
この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する
ものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1
項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支

払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

《新設》

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは_____

払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族または特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウおよびオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げる

_____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年
額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有する
ものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で
あるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距
が0.5メートル以下の3輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭
和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型
原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるも
のまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7
日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および
次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する
書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量または定格出力 _____

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

ものを除く。)または定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額
2,400円

オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有する
ものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下で
あるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距
が0.5メートル以下の3輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭
和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型
原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるも
のまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7
日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および
次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する
書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量または定格出力(第82条第1号ハに掲げる原動機
付自転車にあっては、原動機の総排気量および最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示

するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))またはこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次に掲

げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日および

有効期限なら
びに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

《新設》

3 (略)

4 (略)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18・19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(5) 運転免許証または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18・19 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

《新設》

14 (略)

15 (略)

《新設》

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)
を原料の全部または1部としたものを紙その他これに類する材料の
もので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部または1部と
したものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接
加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱
式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規
定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにお
いて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。
ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満であ
る場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1
本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量
の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該
加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場
合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たば
この20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適
用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの
以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算
は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に
当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲
げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する
方法により行うものとする。

	<u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	--

●承認第3号

愛荘町国民健康保険税条例の一部改正の理由（令和7年3月31日付け専決処分）

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、国民健康保険税の基礎課税額および後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、ならびに5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたため、本条例の規定について所要の改正を行う。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

第2条（課税額）

改正内容：国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を**66万円（現行65万円）**に後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を**26万円（現行24万円）**にそれぞれ引き上げる。

関係条文：地方税法703条の4、施行令第56条の88の2

施行日：令和7年4月1日

第21条（国民健康保険税の減額）

改正内容：国民健康保険の軽減措置について、**5割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を**30万5千円（現行29万5千円）**に、**2割軽減**の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乘すべき金額を**56万円（現行54万5千円）**にそれぞれ引き上げる。

関係条文：地方税法第703条の5、施行令第56条の89

施行日：令和7年4月1日

国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡充

現行と改正後

■課税限度額

基礎課税額 **65万円 → 66万円**

後期高齢者支援金等課税額 **24万円 → 26万円**

介護納付金課税額 17万円 **【変更なし】**

■軽減判定所得

7割軽減基準額 = 基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
【変更なし】

5割軽減基準額

= 基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）
＋**29万5千円**×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

$$\begin{aligned}
 & \downarrow \\
 & = \text{基礎控除額 (4 3 万円)} + 1 0 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\
 & \quad + \underline{\mathbf{3 0 万 5 千 円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \\
 & \mathbf{2 \text{ 割 軽 減 基 準 額}} \\
 & = \text{基礎控除額 (4 3 万円)} + 1 0 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\
 & \quad + \underline{\mathbf{5 4 万 5 千 円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \\
 & \downarrow \\
 & = \text{基礎控除額 (4 3 万円)} + 1 0 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者の数} - 1) \\
 & \quad + \underline{\mathbf{5 6 万 円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})
 \end{aligned}$$

・課税限度額の引上げによる影響 (R06 課税数値から試算)

基礎課税額に係る課税限度額が6 5 万円から6 6 万円に引上げられることに伴い、R06 基礎課税額に係る限度額到達世帯 2 1 世帯中、再度限度額6 6 万円に到達する世帯は2 0 世帯となる。

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が2 4 万円から2 6 万円に引上げられることに伴い、R06 後期高齢者支援金等課税額に係る限度額到達世帯 3 1 世帯中、再度限度額2 6 万円に到達する世帯は2 4 世帯となる。

・軽減判定の見直しによる影響 (R06 課税数値から試算)

5 割軽減世帯	3 1 3 世帯 (R06	3 0 2 世帯)	1 1 世帯増
2 割軽減世帯	2 3 3 世帯 (R06	2 3 1 世帯)	2 世帯増

(参考：7 割軽減世帯 5 2 0 世帯)

愛荘町国民健康保険税条例(平成18年愛荘町条例第57号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(課税額) 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 （略） (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して	(課税額) 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 （略） (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して

得た額が24万円を超える場合には、24万円ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額から才およびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

得た額が26万円を超える場合には、26万円ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額から才およびカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

2・3 (略)

●議案第 37 号

契約議決について

1. 工事名 令和 6 年度 工事第 35 号
愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（建築）
2. 契約方法 一般競争入札
3. 契約金額 金 257,400,000 円（消費税および地方消費税込み）
4. 施工場所 愛荘町豊満 573 番地
愛知川東小学校
5. 工期 契約議決の日～令和 8 年 9 月 18 日（金）
6. 工事概要等 工種：建築一式
概要：校舎棟 1
外部（屋上・外壁・開口部）、内部、防水及びその他長寿命
化改良工事
7. 契約の相手方 住所： 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3276
氏名： 株式会社 ヤマタケ創建
代表取締役 竹井 友明

入札結果調書

一般競争入札

[illegible]

●議案第 38 号

契約議決案件について

1. 工事名 令和6年度 工事第36号
愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（電気設備）
2. 契約方法 一般競争入札
3. 契約金額 金 87, 142, 000円（消費税および地方消費税込み）
4. 施工場所 愛荘町豊満573番地
愛知川東小学校
5. 工期 契約議決の日～令和8年9月18日（金）
6. 工事概要等 工種：電気設備一式
概要：校舎棟1
外部（受変電）設備更新
内部（配線）改修設備更新 ※LED照明は既設のまま
7. 契約の相手方 住所：滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1262
氏名：愛知電機工業 株式会社
代表取締役 柿田 新吾

入札結果調書

一般競争入札

工 事 名	令和6年度 工事第36号 愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事(電気設備)
-------	---------------------------------------

入札日時	令和7年4月28日(月)	午前9時16分
------	--------------	---------

工事場所	愛莊町豊満573番地
------	------------

工 期	契 約 締 結 日 ～ 令和8年9月18日
予定価格(税抜)	90,659,000 円 (※事後公表)

	指 定 業 者	第 1 回	第2回	第3回	随意契約	摘 要
--	---------	-------	-----	-----	------	-----

[illegible]

●議案第39号

契約議決案件について

1. 工事名 令和6年度 工事第37号
愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事（給排水冷暖房設備）
2. 契約方法 一般競争入札
3. 契約金額 金 93,775,000円（消費税および地方消費税込み）
4. 施工場所 愛荘町豊満573番地
愛知川東小学校
5. 工期 契約議決の日～令和8年9月18日（金）
6. 工事概要等 工種：給排水冷暖房設備一式
概要：校舎棟1
外部（受水槽）更新
内部（給排水）改修設備更新 ※トイレは既設のまま
内部（換気・空調）設備更新
7. 契約の相手方 住所： 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1262
氏名： 愛知電機工業 株式会社
代表取締役 柿田 新吾

入札結果調書

一般競争入札

工 事 名	令和6年度 工事第37号 愛知川東小学校校舎棟長寿命化改良工事(給排水冷暖房設備)
-------	---

入札日時	令和7年4月28日(月)	午前10時43分
------	--------------	----------

工事場所	愛莊町豊満573番地
------	------------

工 期	契 約 締 結 日 ～ 令和8年9月18日
予定価格(税抜)	89,004,000 円 (※事後公表)

	指 定 業 者	第 1 回	第2回	第3回	随意契約	摘 要
--	---------	-------	-----	-----	------	-----

1	株式会社湖東工業所	92,770,000				予定価格超過
---	-----------	------------	--	--	--	--------

2	愛知電機工業株式会社	85,250,000	95.78%			落札
---	------------	------------	--------	--	--	----

3	株式会社北中工業	91,200,000				予定価格超過
---	----------	------------	--	--	--	--------

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

-24-